原規規発第 2611201 号
令和８年 11 月 20 日

新潟県知事
　花角　英世　殿

原子力規制庁長官　金子　修一
（公印省略）

「東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所６号及び７号炉の再稼働へ向けた政府の方針への回答にあたっての国の対応の確認について（依頼）（回答）」に係る取組状況

令和７年 11 月 21 日付けで貴職が発表された「柏崎刈羽原子力発電所６号炉及び７号炉の再稼働について」に関し、令和７年 12 月 22 日付け原安第 227 号をもって確認のあった件について、令和７年 12 月 23 日付け原規総発第 2512231 号において回答をしたところ、本回答に係るその後の取組状況について、別紙のとおり報告する。

（別紙）

１（１）「原子力発電の必要性と発電所の安全性について、これまで国等が行ってきた取組が県民に十分理解されていないことから、今後も分かりやすい説明を丁寧に行い、県民に伝わるよう努めること。」について

○　原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施を任務とする原子力規制委員会としては、自らが行った科学的・技術的判断について、国民に対して、丁寧で分かりやすく説明をしていくことが重要と考えています。

○　柏崎刈羽原子力発電所について言えば、同発電所についての原子力規制検査の結果を四半期ごとにホームページに公表するとともに、現地事務所長から、関係自治体等に対する原子力規制検査の結果説明を行っています。また、現地事務所長から、「市町村による原子力安全対策に関する研究会」で、特定重大事故等対処施設等の設置に係る経過措置の見直し等の説明や、「柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会」で柏崎刈羽原子力発電所の審査や検査などの質問に回答するとともに、地元市民団体との意見交換など、多岐にわたって地元関係者への説明・交流の機会を設けてまいりました。

○　また、情報発信の取組として、今年度は、環境放射線モニタリングや原子力災害時の屋内退避に関する内容などについて一般の方にも分かりやすいパンフレットや資料を作成し、地元での説明・交流の機会を捉え、作成したパンフレットを配布するなど、広く県民の皆様への周知と理解促進のための取組を行うなど、丁寧な情報発信に努めています。

○　今後も自治体からの要望等を踏まえつつ、原子力規制や放射線防護に関する原子力規制委員会の取組について、分かりやすい説明を行うとともに、一般の方にも分かりやすいコンテンツの作成に努めてまいります。

１（２）「原子力発電所の安全性の向上に不断に取り組み、新たな知見が得られた場合には、速やかに安全性を再確認すること。」について

○　原子力規制委員会は、新たな知見を規制に取り入れ、継続的な安全性向上を進めていく取組の一環として、国内外の最新の知見や事故・トラブル情報等の収集を継続して行っており、新たな知見が得られた場合に規制に取り入れる必要性や、取り入れていくための方法等について適切に判断するなど、規制の継続的な改善に取り組んでいます。

○　具体的な取組としては、2024 年及び 2025 年に地震調査研究推進本部が公表した日本海側の海域活断層の長期評価について、公開会合※1を開催し、柏崎刈羽原子力発電所 6 号炉及び 7 号炉の既許可申請の基準地震動及び基準津波に影響しないことを確認し、確認結果を公表しました。

○　また、令和８年１月の国際原子力機関（IAEA）の総合規制評価サービス（IRRS）ミッションにおける勧告や提言を踏まえ、許認可制度の見直しとして、施設の設計の最適化及び安全性の更なる向上を図るため、自然現象設計条件の基準適合性について、あらかじめ原子力規制委員会の確認を受けることができる手続や、安全上重要度の高い申請等の対応を早期かつ確実に実施するための制度等の検討を進めており、これらの対応を含めた原子炉等規制法全体の制度見直しの概要案についてとりまとめ、意見公募を開始しました。

○　原子力規制委員会は、今後も原子力規制の継続的改善として、規制活動の一層の充実・強化に取り組んでまいります。

※1 日本海側の海域活断層の長期評価(令和６年８月版)への対応の現状聴取に係る会合（https://www.da.nra.go.jp/search?fuse=1&f.gi=M003_016&kw=%E6%B5%B7%E5%9F%9F%E6%B4%BB)